

社会福祉法人ノテ福祉会 行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、当法人では次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年1月1日～2025年12月31日までの3年間

2. 取組内容

<取組内容>

目標1：計画期間内に、有給の消化率、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

【有給】計画期間中に対象となる職員が有給を5日以上確実に消化すること

【育児休業】男性職員…計画期間中に3人以上取得すること

女性職員…計画期間中に95%以上にする

- 令和4年 1月～ 介護休業規程における看護・介護休暇取得可能時間の見直し及び改定
- 令和4年 3月～ 法人の経営方針説明会等を利用し、労働環境改善を全職員に周知することで、職員定着率の向上を図る。(含 採用時)
「じゅんのめ幼児舎」と共同利用契約を締結していることや、グループ内法人で「あさのわ保育園」を運営していることを周知し、子育てしながらでも仕事を続けられることをPR。(含 採用時)
育児短時間勤務制度、時間外労働の免除・制限、深夜業の制限等、育児休業終了後も子育てしながら働き続けられる制度が整っていることを周知し、男女職員共に子の誕生後の退職率の低下を図る。(含 採用時)
- 令和4年 4月～ 職員の子育て支援のため労働時間・労働日の調整(含 採用時)
法改正に伴い、法人本部で法人全体の有給取得率を把握・管理する体制を整えると共に、有給休暇・特別休暇等の取得がしやすい環境づくりに努める。

目標2：計画期間内に、業務の効率化を図り所定外労働時間の削減を図る。

各拠点においてノー残業デーの徹底を図る。

<取組内容>

- 令和4年 1月～ ノー残業デーの取組継続をポスター掲示等で全職員へ周知する。
全職員の時間外労働データを概ね3ヶ月ごとに執行役員会にて集約・分析し、各施設・事業所における個々の業務の見直しを行う。
- 令和4年 3月～ 改めて法人経営方針説明会において業務の効率化、「ノー残業デー」の推進を図る。

3. 一般事業行動計画の職員および外部への周知方法

当法人ホームページへの公開等